

市政記者各位

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について オンライン申請を開始しますのでお知らせします

住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円を支給する臨時特別給付金について、郵送により申請を受け付けています。

このたび、家計急変世帯については、下記のとおりオンライン申請も開始しますのでお知らせします。

1 オンライン申請の対象

家計急変世帯

<給付金の対象世帯と手続きについて>

対象世帯	世帯全員の状況	手続き
住民税非課税世帯	令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯	市から「確認書」を送付 ⇒内容確認のうえ、返送
家計急変世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯	申請が必要

※家計急変世帯については、すべて申請が必要です。市から確認書の送付はありません。

2 オンラインでの申請開始日

令和4年3月22日

非課税 給付金 オンライン



郵送不要！
面倒な書類の記載が不要！
24時間手続きOK



3 申請に必要な書類

- ・申請者(世帯主)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証等)
- ・申請者(世帯主)の世帯全員の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等(マイナンバーの記載不要)
※令和3年1月1日以降に複数回転居した方は戸籍の附表
- ・振込口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)
- ・「任意の1か月の収入」または「令和3年中の収入」の状況を確認できる書類

<代理人による手続きを行う場合>

- ・上記に加え、代理人の本人確認書類や世帯主と代理人との関係が分かる書類(同一世帯の場合は不要)

4 申請期限

令和4年9月30日まで ※手続き完了後、申請受付メールが届きます

お問い合わせ先

福岡市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

Tel.0120 - 018 - 092

受付時間 平日午前9時～午後6時(土・日・祝日休み)